

宇都宮市議会基本条例の一部を改正する条例

宇都宮市議会基本条例（平成25年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「一括質問一括答弁の方式又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。